

**第 6 号**

**(12月19日)**

令和7年

熊本県議会11月定例会会議録

第6号

令和7年12月19日(金曜日)

議事日程 第6号

令和7年12月19日(金曜日)午前10時開会

- 第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 知事提出議案の上程(第78号)
- 知事提出議案の委員会付託(第78号)
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案(第62号から第77号まで) 質疑 討論 議決
- 議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号及び第2号) 質疑 討論 議決
- 議員派遣の件



出席議員氏名(47人)

- 星野愛斗君
- 高井千歳さん
- 住永栄一郎君
- 亀田英雄君
- 幸村香代子君
- 杉 篤ミカさん
- 立山大二朗君

- 斎藤陽子さん
- 本田雄三君
- 岩田智子君
- 堤 泰之君
- 南部隼平君
- 前田敬介君
- 坂梨剛昭君
- 荒川知章君
- 城戸 淳君
- 西村尚武君
- 池永幸生君
- 竹崎和虎君
- 吉田孝平君
- 中村亮彦君
- 増永慎一郎君
- 前田憲秀君
- 高島和男君
- 松村秀逸君
- 岩本浩治君
- 西山宗孝君
- 河津修司君
- 楠本千秋君
- 橋口海平君
- 緒方勇二君
- 高木健次君
- 高野洋介君
- 内野幸喜君
- 岩中伸司君
- 城下広作君
- 西 聖一君
- 山口 裕君
- 淵上陽一君

坂田孝志君  
溝口幸治君  
池田和貴君  
吉永和世君  
松田三郎君  
藤川隆夫君  
岩下栄一君  
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君  
副知事 竹内信義君  
副知事 亀崎直隆君  
知事公室長 深川元樹君  
総務部長 千田真寿君  
企画振興部長 富永隼行君  
理事 阪本清貴君  
理事 府高隆君  
健康福祉部長 下山 薫さん  
環境生活部長 清田克弘君  
商工労働部長 上田哲也君  
観光文化部長 脇 俊也君  
農林水産部長 中島 豪君  
理事 間宮将大君  
土木部長 菰田武志君  
会計管理者 野中真治君  
企業局長 久原美樹子さん  
病院事業  
管理者 欽本亮太君  
職務代理者  
教育長 越猪浩樹君  
警察本部長 佐藤昭一君  
人事委員会  
事務局長 城内智昭君  
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門  
事務局次長 鈴 和幸  
兼総務課長  
議事課長 下崎浩一  
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 決算特別委員長報告

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、去る9月定例会において決算特別委員会に審査を付託いたしました議案第37号から第57号までについて、決算特別委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

高木健次君。

[高木健次君登壇]

○高木健次君 去る9月定例会において決算特別委員会に付託されました令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案第37号から第57号までの審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

第1 審査方針

本委員会は、令和6年度予算の執行状況等について、次のような審査方針の下で、執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理

的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。

- (1) 歳入は適正に確保されたか。
  - (2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
  - (3) 主要な施策はいかに達成されたか。
- 2 財産管理は十分であったか。
  - 3 執行体制に問題はなかったか。
  - 4 法令違反等はなかったか。
  - 5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上が本委員会の審査方針であります。

## 第2 決算の概要

次に、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計合わせて、歳入予算現額1兆4,105億4,900万円余に対し、収入済額は1兆2,657億7,800万円余、また、歳出予算現額1兆4,105億4,900万円余に対し、支出済額は1兆2,095億6,900万円余となっております。

その結果、歳入歳出差引き額は562億800万円余で、さらに翌年度へ繰り越すべき財源148億9,400万円余を差し引いた実質収支額は413億1,400万円余となっております。

次に、下水道事業会計では、総収益32億1,900万円余に対し、総費用は28億9,500万円余で、差引き3億2,400万円余の純利益となっております。

病院事業会計では、総収益15億6,700万円余に対し、総費用は15億200万円余で、差引き6,500万円余の純利益となっております。

電気事業会計では、総収益39億9,500万円余に対し、総費用は20億8,100万円余で、差引き19億1,300万円余の純利益となっております。

工業用水道事業会計では、総収益9億8,400万円余に対し、総費用は11億2,500万円余で、差引き1億4,000万円余の純損失となっております。

その結果、令和6年度末の累積欠損金は56億7,100万円余となっております。

有料駐車場事業会計では、総収益1億1,300万円余に対し、総費用は2,800万円余で、差引き8,500万円余の純利益となっております。

以上が決算の概要であります。

## 第3 歳入確保と予算執行

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

まず、歳入確保のうち、収入未済については、一般会計で前年度比約1億2,700万円の減、特別会計で約9億1,300万円の減であり、一般会計で約24億円、特別会計全体で約23億円が収入未済となっております。

引き続き、貴重な自主財源の確保と県民負担の公平、公正の維持の観点から、費用対効果も踏まえ、効率的な徴収の促進に取り組むよう指摘したところであります。

次に、予算の執行については、厳しい財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

しかしながら、各部局において、事務的経費の節減以外にも不用額を出している事業が見受けられますので、限られた財源をより効果的に活用するためにも、次年度の予算編成及び執行に当たっては、現場の状況を的確に把握するとともに、さらに工夫を重ねるよう指摘、要望したところであります。

以上、令和6年度決算の全般的な事項について申し上げましたが、本県財政については、昨年度よりも県債残高が増加し、実質公債費比率についても上昇している状況であり、本県が令和7年6月に公表した中期的な財政収支の試算では、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、国土強靱化に係る県債償還が本格化する中、公共施設等の老朽

化対策など必要不可欠な歳出に加え、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備など、本県特有の歳出の増加等により、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されています。

そのような中、くまもと新時代共創基本方針の下、熊本のさらなる発展につながる取組を着実に推進していくためにも、真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した予算編成を行うなど、持続可能な財政運営に取り組んでいくことを求めるものであります。

さらに、歳入面では、税収の確保、未収金の早期解消等に、歳出面では、一層の事務事業の見直しと効率的、計画的な執行に取り組み、併せて国に対して財政支援を継続的に働きかけるなど、財源確保に努めるよう求めるものであります。

第4 施策推進上改善または検討を要する事項等  
審査の過程において各委員から出されました施策推進上改善または検討を要する事項等について申し上げます。

(共通)

- 1 多額の不用額が生じている事業については、本県の非常に厳しい財政状況等も踏まえ、極力、不用額を減らし、その分を新規事業に充当するなど予算を柔軟に活用できるよう、厳しめの需要予測のもと、より慎重かつ精緻な予算編成に努めること。(健康福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会)
- 2 不納欠損額については、各事業の原資が税金であることを十分認識し、歳入確保及び公平性の観点から、引き続き債権管理を適切に行うとともに、未収金対策にしっかり取り組むなど、不納欠損額の減額に努めること。(総務部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会)

3 業務委託に係る入札制度について、昨今の物価高騰に伴う労務単価の上昇等も踏まえ、適正な競争原理は残しつつ、官公需で受注側に赤字が生じないように、最低制限価格の導入など、適正価格による発注に努めること。(総務部)

(企画振興部)

4 銀座熊本館については、今後の老朽化に伴う維持管理費や大規模改修費の増大が見込まれることから、中長期的な施設の在り方について、現在の所有から賃貸への見直しも含め、経済性等を踏まえしっかり検討すること。(観光文化部)

(観光文化部)

5 クルーズ船の誘致促進事業等により、富裕層の観光拡大に繋がっているが、寄港地をはじめとする地域への経済波及効果を実感できるよう、事業をブラッシュアップし、今後の事業展開を図ること。(農林水産部)

(農林水産部)

6 鳥獣等の侵入防止柵の設置等に係る需要が多いことから、市町村としっかり連携し、全体的な需要を把握するとともに、必要な予算を確保するよう努めること。

また、鳥獣による被害額が高止まりしている現状を踏まえ、被害額の減少に向けて注力すること。

(土木部)

7 廃道敷等の県有財産については、その維持管理に多大な経費と労力を要することから、県としての所有の必要性等を十分に見極めた上で、必要とする者には適正な手続により有償譲渡するなど、県有財産の有効活用について検討を進めること。

(教育委員会)

8 現行の奨学金制度については、今後も一定のニーズが続くものと理解しているが、来年度からの高校授業料無償化に伴い、教育負担が軽減されることを踏まえ、今後の制度の在り方についてしっかり検討していくこと。

(企業局)

9 有明及び八代工業用水道事業については、長年、赤字収支が続いているが、有明工業用水道は、TSMCの子会社であるJASMをはじめとする半導体関連企業への給水、また、八代工業用水道は、今後整備予定の県営工業団地への給水など、未利用水の需要拡大に取り組み、引き続き、両事業の経営改善に努めること。

(病院局)

10 経営目標の全ての項目において、目標値を下回っている状況も踏まえ、入院及び外来患者数の増加による収益確保を図り、一般会計繰入金の減額に努めること。

## 第5 結論

本委員会は、慎重に審査を重ねた結果、本委員会に付託されました令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案のうち、議案第37号から第52号まで、第55号及び第57号については、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり認定することに決定し、議案第53号、第54号及び第56号については、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。決算特別委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で決算特別委員長の報

告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、9月定例会提出議案のうち、議案第38号から第52号まで、第55号及び第57号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第38号外16件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号、第54号及び第56号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも原案可決及び認定であります。決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第53号外2件は、決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第37号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認め

ます。よって、議案第37号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

—————○—————

#### 知事提出議案の上程(第78号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第78号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第78号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第78号を議題といたします。

—————  
第78号 令和7年度熊本県一般会計補正予算  
(第9号)

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

一般会計補正予算として、国の総合経済対策に呼応し、医療、介護、福祉分野における処遇の改善、物価高騰や中小・小規模事業者の賃上げなどに対応するための支援に加え、生活者、事業者へのLPガス料金等の負担軽減のための支援に要する経費など、総額137億円を提案しております。

これにより、一般会計は、冒頭提案分及び今年9日に御提案しました追加提案分を合わせた補正予算全体で315億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は9,491億円となります。

この議案について、よろしく御審議くださるよ

うお願い申し上げます。

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案第78号に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、ただいま議題といたしました議案第78号につきましては、さきに配付の令和7年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(追号2)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

—————○—————

○議長(高野洋介君) この際、各常任委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

午前10時20分休憩

—————○—————

午後0時58分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第2 各常任委員長報告

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、去る9日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第61号まで及び請願について、本日会議において審査を付託いたしました議案第78号について、各常任委員長から審査結果の報告がおりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、12月9日に本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案及び条例等関係4議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の11月補正予算は、令和7年8月豪雨における応急仮設住宅入居者等の住まいの再建に要する経費に対する助成や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、3億8,900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,606億200万円余であります。

あわせて、来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の追加等及び繰越明許費の追加であります。

病院局の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、4,300万円余の増額補正であり、補正後の収益的収支の予算総額は、17億700万円余であります。

あわせて、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、ヘリ救急医療搬送体制推進事業について、他県では、整備士の不足により、ドクターヘリが運休しているところもあると聞きますが、本県における運用状況はどうか、また、整備等の際の代替機は確保できているのかとの質疑があり、執行部から、基地病院である熊本赤十字病院からドクターヘリの運航を受託している西日本空輸は、整備士を十分確保するなど運航体制がし

っかりしているため、運休になることはない、また、故障等があった場合でも、代替機をすぐに確保できる仕組みになっているとの答弁がありました。

関連して、委員から、災害時には、他県とのドクターヘリの連携に係る協定の締結が必要ではないかと思うが、そのような協定はあるのかとの質疑があり、執行部から、現時点では、他県との協定締結はしていないが、連絡協議会の場で、災害時における九州各県のドクターヘリの連携について検討を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について、ギャンブル等依存症が疑われる方々の医療、福祉機関への接続がうまくいっていないように思うが、今後具体的にどのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、専門的な医療機関の追加登録に積極的に取り組み、治療につなげていきたい、あわせて、専門的な相談機関につなげることも重要であるため、関係機関との連携を図り、包括的な支援体制を構築していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、最近では、違法オンラインカジノの問題もあり、若年者に対する普及啓発活動が非常に重要であると思うので、県も積極的に介入し、引き続き取組を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本日当委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された健康福祉部の補正予算は、医療、介護、障害福祉施設等における賃上げ等に対

する支援や物価高騰の影響を受ける施設等への支援に要する経費等、89億2,200万円余の増額補正であり、11月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額93億1,100万円余の増額補正であります。

これによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,695億2,400万円余であります。

次に、議案の審査の過程において論議されましたものを要約して御報告申し上げます。

委員から、今回の経済対策については、今までのノウハウを生かし、対象施設等にできるだけ早く支援が届くよう努めるとともに、あらかじめ支給額や支給見込み時期等について周知を図ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

**○高島和男君** 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、12月9日に本委員会に付託されました案件は、予算関係8議案、条例等関係4議案、請願1件及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

す。

今回提出された環境生活部の11月補正予算は、事業費確定に伴う国庫支出金返納金や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、7,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて162億7,500万円余であります。

あわせまして、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

商工労働部の11月補正予算は、事業費確定に伴う国庫支出金返納金や令和7年8月豪雨による被災事業者の施設復旧等への補助に要する経費及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、43億2,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて691億9,100万円余であります。

あわせまして、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

観光文化部の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、1,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、38億5,400万円余であります。

あわせまして、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

企業局の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、1,900万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて80億9,300万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

労働委員会の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、1億2,600万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります。指定管理者の指定について外3議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、令和7年8月豪雨に伴う自治体連携型補助金について、過去の例では、国庫補助金の上限が5億円となっていたが、具体的にどのような見直しが行われたのかとの質疑があり、執行部から、被害の規模に応じて補助の上限額を最大40億円まで引き上げる形で見直しを行ったと聞いているとの答弁がありました。

次に、委員から、今回の管外視察で広島県のスポーツ施設を視察したが、本県の施設と比較してどのように感じ、今後の施策をどう展開していくのかとの質疑があり、執行部から、特に広島市は、市民球団としての歴史的背景もあり、市民が盛り上げてつくっているという印象が強い、今後、野球場やアリーナの建設においては、県民の御理解と御支援をいただきながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、指定管理者の指定について、1者のみの応募が非常に多く、現在受託している指定管理者が続けて指定されるなど、指定管理者制度の趣旨が生かされていないのではないかと質疑があり、執行部から、指定管理の期間が長くなるにつれて、新規参入がしにくい状況にあるが、今回の募集に向けて、他県の類似施設の状況等についても情報収集を行い、審査項目の追加や要件等の見直しなど、より魅力ある公募の仕方について検討していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。

本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本日常委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された環境生活部の補正予算は、物価高騰の影響を受ける胎児性・小児性水俣病患者等を支援する事業所への支援に要する経費、45万円余の増額補正であり、11月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額7,200万円余の増額補正であります。

これらによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて162億7,600万円余であります。

商工労働部の補正予算は、賃上げ原資の確保をはじめ、経営課題の解決に取り組む小規模事業者への支援に要する経費や物価高騰の影響を受ける特別高圧電力及びLPガス利用事業者に対する支援に要する経費等、39億6,000万円余の増額補正であり、11月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額82億8,300万円余の増額補正であります。

これらによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて731億5,100万円余であります。

次に、議案の審査の過程において論議されましたものを要約して御報告申し上げます。

委員から、くまもと型小規模事業者持続化補助金は、新規事業となっているが、国の持続化補助金との違いは何かとの質疑があり、執行部から、国の持続化補助金は、申請様式が煩雑であり、採択率も半分程度であるが、県独自の補助金は、申請様式を簡素化し、小規模事業者が広く活用できるようにしているとの答弁がありました。

以上が論議されました内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援を求める意見書を別途御提案申し上げます。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕

**○河津修司君** 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係4議案及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の11月補正予算は、8月豪雨災害への対応や農地集積、集約化に向けた取組に要する経費等、21億1,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて937億7,500万円余であります。

あわせて、ゼロ国債を含む債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、令和7年8月豪雨に伴う営農再開支援事業について、県で迅速にトマト苗を手当てされたが、例年と比べて作付等の状況はいかかとの質疑があり、執行部から、トマトの作付状況については、苗の被災により定植時期は遅れたが、計画作付面積とほぼ変わらない定植ができている、9月の高温の影響もあり、11月上旬の出荷量は少なかったものの、現在は前年並みまで回復しているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本地震で被災した大切畑ダムの災害復旧に係る補正予算について、国、県などの負担割合等はどうかとの質疑があり、執行部から、事業費の負担割合については、国庫補助率が99.685%で、残りは県負担である、また、貯水池の中の漏水対策に万全を期すため事業費が増加した、令和8年度の早期に試験湛水を行い、ダムの安定性を確認しながら事業を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、来年は熊本地震から丸10年になるので、地元農家の皆さんが安心できるよう、しっかりした完全なダムを造ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、令和7年8月豪雨に伴う緊急治山事業について、今後の工事発注時期はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、発災直後から国との協議を順次進めている、緊急事業のため、遅くとも年度内に発注し、早期完成に努めたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、市町村が取り組む復旧事業に対しても、県の技術的支援をお願いしたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

[西山宗孝君登壇]

**○西山宗孝君** 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係7議案、条例等関係18議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の11月補正予算は、災害復旧関連事業に要する経費及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、45億7,400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,721億2,300万円余であります。

あわせて、ゼロ県債を含む債務負担行為の追加及び繰越明許費の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外17議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、繰越明許費の設定金額について、今年度の8月豪雨災害の発生により、昨年度と比べて増えている、今後も、国土強靱化等によりさらに予算が増えるため、事業執行に当たっては、受発注者の状況など様々な課題も出てくると思うが、いかがかとの質疑があり、執行部から、事業執行に当たっては、できるだけ平準化を図りながら、計画的かつ円滑に執行していきたいと考えている、建設業界との意見交換も重ねながら、様々な課題に対応していきたい、また、県の技術職員が若干不足しているところもあるが、土木部一丸となって事業執行に努めたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、職員の確保は市町村も含めて重要である、今後とも、関係各所と連携を図りながら、事業執行に尽力してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、八代港加賀島地区の国の港湾工事によって生じた土地を八代港臨海用地として県が取得することだが、今後のスケジュールはどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、今年度中に国からの譲渡を受け、その後、県有埋立地と合わせて造成を行い、できれば来年度中には分譲を進めたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後の計画が見えると企業誘致もしやすくなると思うので、しっかり頑張してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定の

とおりに御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

[竹崎和虎君登壇]

**○竹崎和虎君** 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係8議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の11月補正予算は、令和7年8月豪雨により被災した県立学校の災害復旧に要する経費や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、38億9,400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,394億9,200万円余であります。

あわせて、県立学校や県有施設の改修工事等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の追加等であります。

警察本部の11月補正予算は、職員の時間外勤務手当の不足分や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、11億3,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、461億8,400万円余であります。

あわせて、警察棟空調設備改修工事等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例の制定について外7議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、県立学校の工事に係る入札不調は、実態にそぐわない入札公告が要因ではないかと思うが、参加者を入れ替えて次の入札に付すのかとの質疑があり、執行部から、今年度における入札の不調、不落件数は6件で、例年と大きく変わらない状況であり、今後も適切な入札手続を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、空調設備等の改修工事については、PTA等が設置し、県へ移管したものを含め、整備等の更新時期が到来したため改修するものかとの質疑があり、執行部から、空調設備等については、長寿命化工事等や新たな大規模改修工事と合わせて整備を進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、国の経済対策に係る予算も活用しながら、しっかりと整備を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

[中村亮彦君登壇]

**○中村亮彦君** 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並

びに結果を御報告申し上げます。

まず、12月9日に本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係6議案、請願3件及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和7年度11月補正予算は、令和7年8月豪雨からの復旧に要する経費のほか、8月豪雨で被災した中小企業等の事業再建に向けた支援や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、177億6,500万円余の増額補正であり、補正後の令和7年度の一般会計予算総額は、9,353億7,900万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加等及び繰越明許費の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、天草地域職員住宅集約化モニタリング業務について、具体的にどういったことに支出するののかとの質疑があり、執行部から、天草地域にある知事部局、教育委員会及び警察本部の職員住宅は、数も非常に多く、老朽化が進んでいる、本業務では、建て替えや改修に加え、余剰地活用など広範にわたる事業を対象としている、県としては、要求水準を満たす工事等が適正かつ確実に履行されるかを確認するため、専門事業者にモニタリング業務を委託するものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、県職員の時間外勤務の状況と縮減に向けた取組について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、時間外勤務については、令

和4年度以降は縮減傾向にあったが、今年度は、8月豪雨災害への対応等により、上半期末時点では前年度比で7%程度増加しており、今後も、国の経済対策など、さらなる業務の増加が見込まれる、引き続き、業務のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、職場における仕事を減らす意識を持って取り組んでいくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本日当委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された補正予算は、国の経済対策への対応や、国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた生活者、事業者の支援に必要な予算として、137億4,100万円余の増額補正であり、11月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると、一般会計で総額315億600万円余の増額補正であり、これらによりまして、補正後の令和7年度の一般会計の予算総額は、9,491億2,100万円余であります。

以上が付託議案の主な内容であります。執行部から説明を受け、審査を行った結果、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は1人10分以内でありますので、さよう御承知願います。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 皆さん、こんにちは。熊本維新の会の星野愛斗です。

今回の第60号議案、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、知事及び我々議員を含む特別職の期末手当を引き上げるものであります。しかしながら、物価高騰が長期化をし、県民の生活が厳しさを増す中、この引上げには賛成ができません。

この引上げ、一般企業は、賃上げに追いついていないのではないかなと思います。

また、まず、誤解がなきように、この60号議案の前の59号議案で、一般職の給与等の引上げについては、この物価高騰の中で現場を支える県職員の処遇改善、人材の確保の観点から必要であると思ひ、私は賛成の立場です。

一方で、本第60号議案は、特別職の期末手当の引上げであり、これは、一般職の給与や期末手当とは性質が異なると思ひます。

私たち議員の報酬や期末手当は、県民の皆様からの負託を受けた公職に対する特別なものであるからこそ、より強い自制と説明責任が求められる

と考えます。

加えて、本議案は、公費で成り立つ私たちの処遇に関わる引上げでありますから、一般職以上に県民の理解が前提になると考えます。

本県の中期財政見通しの中で、来年度からの5年間で約685億円の財源不足が見込まれております。また、令和8年度の当初の試算でも119億円の財源不足が見込まれ、知事御自身も、足元の財政状況は非常に厳しいと明言をされました。

また、県の財政について、松田議員からの一般質問に対しても、知事は、限られた財源と人的資源を県民が真に必要とするものに集中投資をしたい、財源不足の解消に向けて、強い危機感を持って予算編成に挑む、このような御答弁で明確な方針を示されておりました。

私は、この知事の考え自体には大いに賛同をしております。だからこそ、この方針と矛盾をしない形で、特別職の期末手当についても、今回は引上げを見送る判断があつてしかるべきだと考えます。

なお、国政においても、国会議員の歳費引上げについては、世論の理解が得られないとして、今国会での対応を見送ったと報道されています。

また、国会において、12月16日、期末手当を現行の金額に据え置く改正歳費法が、与野党共に賛成をし、成立をいたしました。

国と制度は異なりますが、この増額の是非については、県民の理解が得られるかどうか、ここを重く見て判断すべきと考えます。

我が党の方針である2割カットとはいかずとも、本議案で期末手当を引き上げることなく、一旦現状維持とすべきと考えます。

まずは、私たち自身が踏みとどまり、限られた財源を県民が真に必要とする分野へ集中をすると、この姿勢を示すことが、知事の掲げる集中投

資やスクラップ・アンド・ビルドの特にスクラップの徹底を、県民に伝える最も分かりやすいメッセージになると考えます。

以上の理由で、本議案に反対をいたします。

議員各位におかれましては、御理解、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、私の反対討論を終わります。

○議長(高野洋介君) 岩田智子君。

[岩田智子君登壇]

○岩田智子君 こんにちは。立憲民主連合の岩田智子です。

請第29号、請第30号、請第31号の委員会不採択に対する反対討論を行います。

まず、請29号、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止等に関する国への意見書の提出を求める請願についてです。

インボイス制度は、2023年10月から実施をされ、制度開始から2年が経過しました。この間、この制度は、小規模事業者やフリーランスの営業と生活に深刻な影響をもたらしています。

帝国データバンクによると、2025年1月から11月の倒産件数は9,380件で、このペースで推移すると、12年ぶりに倒産件数が1万件を超える見込みとなります。

東京商工リサーチの調査によりますと、2025年1月から11月の税金滞納倒産は147件に達し、2024年に次ぐ2番目の高水準で推移をしています。半数以上が中小企業です。

調査では、インボイス制度が直接的であるとは言えないものの、様々な要因が複合的に絡み合い、中小零細企業の経営を圧迫していると分析をしています。

また、日本商工会議所の調査を見ると、インボイス事業者になったことで、消費税負担が利益を圧迫している、2割特例終了後は、さらに負担が

増加すると思う、免税事業者との取引継続か消費税分の価格転嫁かなど、判断を迫られるケースが多く、非常に繊細な対応が求められる、インボイスを含め、複雑化している消費税制度は、現場の負担が増えるばかりだなどの声が上がっています。

インボイス制度を考えるフリーランスの会が行った7,000人実態調査の結果では、約9割がインボイス制度にデメリットを感じ、制度の見直しや廃止を求めていることが分かりました。

登録事業者の6割超が消費税や事務負担の費用を価格に転嫁できない実態や、未登録事業者の約45%が値引き、発注量の減少、取引からの排除といった不利益を経験しているということが明らかになっています。

このような状況の中で、埼玉県議会で、2024年12月、自民党県議団提出のインボイス制度の廃止等を求める意見書が可決されました。制度そのものを廃止することが最良の策と言わざるを得ないと述べられました。

これまでに、全国青年税理士連盟、青年法律家協会、全国青年司法書士協議会など、多くの団体が反対の声を発表しています。

以上のように、インボイス制度での税負担で商売が潰されることがあってはなりません。

以上のことを指摘し、本請願の採択を強く求めます。

次に、請30号、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備と弾薬庫新設に関する住民説明会(公聴会)開催の請願についてです。

まず、憲法92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と明記されています。

地方自治の本旨というのは、国から独立した地域団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機

関により、その団体の責任において処理すること、地域の住民が、地域的な行政需要を自己の意思に基づき、自己の責任において充足することです。

この条文があるからこそ、県は独自の条例をつくれるし、住民が直接選挙で首長や議員を選ぶことができるのです。そこで選ばれている議員としての仕事は何なのかと考えるべきです。

11日の地元紙が、長射程ミサイルについて、地元の自治会の思いを掲載しました。不安払拭のために説明会を開くべきだと声が上がっていますという声です。地元商店街の方々も、口々に、賛否は別にして、説明会はしてもらいたいと言われます。

駐屯地を中心とした地図を見せると、うわっ、うちは駐屯地からこれだけしか離れていない、ここにミサイル、近い、怖いとつぶやく方もおられます。

国は、本県からの働きかけで、Q&Aの掲載や相談窓口の設置など、県民の不安解消に取り組んでいると防衛大臣は答弁しておられます。

しかしながら、実際に九州防衛局相談窓口で電話をかけられた方からは、次のような報告をお聞きしました。なぜ地元の自治会に説明をしないのですかと聞くと、その件については改めてお答えしますとの返事。移動式の車両から発射するから駐屯地が標的にはならないのに、駐屯地を地下化するのは危険だからではないのですかと聞くと、改めてお答えいたしますとの返事。専守防衛を超えていませんかと聞いても、改めてお答えしますとのことで、その電話の3日後、電話での回答が返ってきたそうです。しかし、ホームページでお答えしているので、説明会の予定はありません。日本への攻撃を思いとどまらせる抑止力のためですと、Q&Aのとおりのお返事で、防衛省は、防衛施

設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得てと言っているのに、なぜ説明会を開かないのですかと尋ねると、それを言われると痛いのですが、と言われたそうです。

これで丁寧な説明と言えるのでしょうか。地域の住民が丁寧な説明会を開いてほしいと思っていて、要請や請願を行う。今回であれば、議会で、国に対し、住民説明会開催を要請する責務があるのではないのでしょうか。

他県では、自治体が窓口となり、防衛省による住民説明会が数回開催されています。熊本県でも同様の対応が求められます。

「地域とともに 未来をひらく」、健軍駐屯地の前には、この垂れ幕が掲げてあります。対面式の説明会開催への請願の採択を強く強く求めます。

次に、請31号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願についてです。

毎年、生徒、保護者が署名を集め、県や県議会に届けておられます。その署名を基に、本議会にも提出をされました。その請願が今回も委員会不採択とされましたので、反対をいたします。

国による就学支援制度の拡充に伴い、多くの自治体が単独予算による学費補助制度を創設し、私学に通いやすい環境を整えている中、熊本県では補助はありません。単独予算による補助を行っていないのは全国で9自治体です。

熊本は、私学に通う生徒の数が全国でも多い県です。県内高校生38%が私立高校に通っています。都心と比べ、公立志向が高く、世帯年収は厳しい家庭が多く、物価高騰で家計への影響も大きく、学費滞納で除籍、退学となる生徒も出ていますとお聞きしています。全国の調査では、6か月以上学費滞納者が増加傾向です。

来年度からの高校授業料無償化の検討も、現在

まで具体的には決まっています。保護者も当事者である生徒たちも気が気ではないと思います。

この思いに応える必要が私たち県議会にはあるのではないのでしょうか。こちらの請願につきましても、不採択に対して反対をいただきますようお願い申し上げます。

以上、3点、討論といたします。

[拍手する者あり]

○議長(高野洋介君) 傍聴人の拍手は禁止しております。

岩中伸司君。

[岩中伸司君登壇]

○岩中伸司君 新社会党の岩中伸司です。

請第32号、最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援に関する国への意見書の提出を求める請願の採択に、これに対して反対の立場で討論をいたします。

請願では、第1に「石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標について、経済情勢や中小企業・小規模事業者の経営状況、支払い能力を十分踏まえて見直しを検討すること。また、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的に賃上げ可能な環境を整備すること。」、第2に「現行の最低賃金制度について、他県との競争となっている実態、県内一律の金額適用の適否、地方最低賃金審議会の合意形成の在り方など、様々な課題が生じていることを踏まえ、制度の見直しを検討すること。」、第3に「令和7年度の地方最低賃金の大幅な引上げに伴い、厳しい経営を強いられる中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、支援を拡充・強化すること。」と、大きく3項目に分けた国への請願になっています。

最低賃金制度は、労働者が健康で文化的な最低

限度の生活を営むための賃金を保障し、経済の安定にも貢献する大切な制度です。

日本の最低賃金は、1959年に制定された最低賃金法等の法令に基づく公的扶助制度です。その後、1968年に審議会方式に移行し、1978年には目安制度が導入され、地域別最低賃金の引上げ額について、中央最低賃金審議会が地方の審議会に対して目安を提示しました。

都道府県をA B C Dの4つのランクに分類し、それぞれについて引上げ額の目安を示すというものです。現在では、地域間格差是正のため、A B C 3区分に再編されています。

今回の意見書は、石破政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標を見直すことを求めて引き下げよという内容と理解しました。労働者の立場に立てば全く逆であり、石破前政権が2020年代に1,500円の目標としていること、さらに、1,500円を全国一律、それ以上上げていくことを実現することこそ最も重要です。

非正規労働者が4割を占める現状の中では、最低賃金を上げていくことは何より大切であり、消費の拡大につながり、経済をよりよく回転させていくことにもなります。

中小企業、小規模事業者に対する支援は必要であり、600兆を超える大企業の内部留保に課税し、それを財源として支援していく具体的な方針を打ち出すべきです。

世界の最低賃金と比べても、日本の最低賃金は最悪の現状であり、2025年度の日本の最低賃金は、全国加重平均で時給1,121円です。熊本県の場合はさらに低く、1,034円となります。イギリスでは2,471円、オーストラリアは2,446円、ドイツでは2,406円などと、これと比べても、日本は半額以下でしかありません。

したがって、この請願採択は反対であります。議員の皆さんもぜひ私と同じような賛同をよろしくお願いして、簡単ですけれども、反対の討論に代えさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

**○議長(高野洋介君)** 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第1号から第36号まで、第38号から第59号まで、第61号及び第78号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(高野洋介君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外59件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第37号を採決いたします。

この際、議案第37号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく松田三郎君及び河津修司君の退場を求めます。

〔松田三郎君及び河津修司君退場〕

**○議長(高野洋介君)** ただいまの教育警察常任委員長の報告は、原案可決であります。教育警察常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(高野洋介君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

松田三郎君及び河津修司君の入場を求めます。

〔松田三郎君及び河津修司君入場〕

**○議長(高野洋介君)** 次に、議案第60号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告は、原案可決であります。総務常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

**○議長(高野洋介君)** 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、請願に対する各常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これよりまず、請第32号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

**○議長(高野洋介君)** 起立または挙手多数と認めます。よって、請第32号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第29号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

**○議長(高野洋介君)** 起立または挙手多数と認めます。よって、請第29号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第30号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めま

す。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第30号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第31号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第31号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

○  
日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案(第62号から第77号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

去る9日の会議において提出されました知事提出議案第62号から第77号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第62号から第77号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第62号から第77号までを一括して議題といたします。

---

第62号	公害審査会委員の任命について
第63号	公害審査会委員の任命について
第64号	公害審査会委員の任命について
第65号	公害審査会委員の任命について
第66号	公害審査会委員の任命について
第67号	公害審査会委員の任命について
第68号	公害審査会委員の任命について
第69号	公害審査会委員の任命について
第70号	公害審査会委員の任命について
第71号	土地利用審査会委員の任命について
第72号	土地利用審査会委員の任命について
第73号	土地利用審査会委員の任命について
第74号	土地利用審査会委員の任命について
第75号	土地利用審査会委員の任命について
第76号	土地利用審査会委員の任命について
第77号	土地利用審査会委員の任命について

---

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第62号から第70号までを一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第62号外8件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第71号から第77号までを一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第71号外6件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○

#### 議員提出議案の上程(第1号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

#### 議員提出議案第1号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の法制化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月19日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川隆夫

吉永和世

南部隼平

熊本県議会議長 高野洋介様

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の法制化を求める意見書

上皇上皇后両陛下におかれては、平成28年熊本地震発災後の余震もまだ収まらない中、避難所を御訪問頂き、被災した県民に大きな励ましを賜った。また、天皇皇后両陛下におかれては、令和3年に前年7月の豪雨災害の被災自治体をオンラインで結んだ全国初のお見舞いを賜り、被災者や災害対応尽力者にお声掛けいただき、県民も勇気づけられ、心温まるお見舞いとなった。皇室の御存在は、熊本県のみならず、全国の国民にとってなくてはならない、非常に重要なものとなっている。

また、悠仁親王殿下におかれては、9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところである。

一方、現行制度のままでは、将来、悠仁親王殿下をお支えする男子皇族が不在となるおそれがあり、皇族数の減少は皇室の公務体制のみならず、男系による皇位継承の安定性にも影響を及ぼす重大な課題である。

このため政府は、令和4年1月、「天皇の退

位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する報告書を国会に提出し、同報告書において、①皇族数の早急な確保、②悠仁親王殿下までの皇位継承の流れの維持、③皇位継承制度の根幹については国民的議論を継続することが示されている。

国会では令和6年5月以降、各党・各会派による協議が行われており、①悠仁親王殿下までの皇位継承の流れを揺るがせないこと、②女性皇族の婚姻後の皇族身分保持（ただし配偶者・子は皇族としない）、③旧11宮家の男系子孫を皇族の養子とする制度の導入の各点について、多くの党派から賛同が示されている。

しかしながら、政府の検討要請から4年が経過しようとする中、必要な法整備はいまだ実現していない。皇族数の確保と男系による皇位継承の維持は、国家の連続性と安定に関わる極めて重要な課題であり、早急な対応が求められる。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 皇族数の確保と皇位の安定的継承のため、有識者会議の報告書に基づき、国会としての総意を早急に取りまとめ、皇室典範の改正を含めた法制化を進めていくこと。
- 2 皇室の安定は日本国全体の課題であり国民的議論を継続するための情報発信に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介  
衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 関 口 昌 一 様  
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様  
内閣官房長官 木 原 稔 様

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

—————○—————

#### 委員会提出議案の上程(第1号及び第2号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号及び第2号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号及び第2号を日程に

追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号及び第2号を一括して議題といたします。

---

委員会提出議案第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月19日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 高木健次

熊本県議会議長 高野洋介様

---

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議員活動と家庭生活の両立を可能とする環境を整備するため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

---

委員会提出議案第2号

最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月19日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 高島和男

熊本県議会議長 高野洋介様

---

最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援を求める意見書

日本経済を安定的な成長軌道に乗せるためには、全国の企業数の99.7%（熊本県内は99.9%）、従業者数の69.7%（熊本県内は92.7%）を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の業績改善と自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的賃上げ」の割合が高く、「賃上げ疲れ」との声も聞かれる。

このような中で、石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標については、熊本県内経済4団体が本年9月に会員の1,049事業者、200組合から回答を得た調査では約8割の事業者と組合が「対応は不可能又は困難」と回答している。

最低賃金制度は、労働者の生活を守るセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段とすることには疑問がある。

政府におかれては、GDPの半分以上を占める個人消費が長期減少傾向にあり、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できていない状況を踏まえ、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、企業が自発的かつ持続的に賃上げが可能な環境を整備するとともに、経済情勢や、事業者の経営状況、支払い能力を十分に踏まえた目標の見直しが必要と考える。

令和7年度の地方最低賃金は、熊本県を含む

39の道府県で中央最低賃金審議会が示す目安を上回る引上げがなされた。地方最低賃金審議会においては、最低賃金法に基づき、各地域の生計費、賃金、企業の支払い能力の三要素をもとに審議を行うこととなっているが、現実的には、人材流出の懸念等から隣県より1円でも高くといった過度な競争意識が働いている。このことは、セーフティネットという最低賃金の本来の趣旨に即しておらず、企業の支払い能力を踏まえない無理な引上げにつながっている。

また、同じ県の中においても地域によって経済状況や賃金等に格差がある。これを考慮せずに県内一律の大幅な引上げとなれば、人口減少や少子高齢化が進み経済が脆弱な地域においては、日常生活を支えるインフラともいべき商業・サービス業等の産業が成り立たず、地域の更なる疲弊につながりかねない。

さらに、熊本県を含む地方最低賃金審議会においては、近年、最終的な採決で、賃金を支払う当事者である使用者側委員全員が反対したまま、多数決にて決定されるケースが多く、合意形成の在り方に疑問があるなど、現行の最低賃金制度に様々な歪みが出ていると言わざるを得ない。

令和7年度熊本県最低賃金については、全国最大の82円の引上げとなり、1,034円となった。熊本県内経済4団体が実施した調査では、今回の引上げについて、全体の7割を超える事業者及び組合において経営を直撃する重大な問題であることが浮き彫りになった。また、その対応策については、約半数が、業務効率化や、商品・サービス価格の引上げを挙げる一方で、正職員の配置転換・削減、営業時間・労働時間の短縮、一時金（賞与等）の調整を検討する声も少なくなく、労働者にとっても厳しい経営環

境になりかねない状況である。

よって、国におかれては、下記事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標について、経済情勢や、中小企業・小規模事業者の経営状況、支払い能力を十分踏まえて見直しを検討すること。

また、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的に賃上げが可能な環境を整備すること。

2 現行の最低賃金制度について、他県との競争となっている実態、県内一律の金額適用の適否、地方最低賃金審議会の合意形成の在り方など、様々な課題が生じていることを踏まえ、制度の見直しを検討すること。

3 令和7年度の地方最低賃金の大幅な引上げに伴い、厳しい経営を強いられる中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう支援を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	高市 早苗 様
総務大臣	林 芳正 様
財務大臣	片山 さつき 様
厚生労働大臣	上野 賢一郎 様
経済産業大臣	赤澤 亮正 様
内閣官房長官	木原 稔 様
内閣府特命担当大臣	城内 実 様

(経済財政政策)

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、委員会提出議案第2号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

○  
議員派遣の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和7年12月19日

次のとおり議員を派遣する。

- 1 令和7年度九州各県議会議員交流セミナー
  - (1) 派遣目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、共に九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す。
  - (2) 派遣場所 熊本市
  - (3) 派遣期間 令和8年2月5日(木)
  - (4) 派遣議員 全議員(47人)
- 2 海外行政視察調査(ドイツ)
  - (1) 派遣目的 スポーツ・文化を核としたまちづくり政策の先進地であるドイツ連邦共和国を訪問し、行政と市民が連携して地域社会を形成する仕組みや、スポーツ・文化、コミュニティを基盤とした地域振興の実践を学ぶことを目的として、視察調査を行う。
  - (2) 派遣場所 ドイツ連邦共和国
  - (3) 派遣期間 令和8年3月19日(木)から3月25日(水)まで
  - (4) 派遣議員 斎藤陽子、堤 泰之、

立山大二郎、杉畠ミカ、  
星野愛斗

3 海外行政視察調査(インドネシア、中華民国(台湾))

- (1) 派遣目的 インドネシア共和国の人材の特徴や送り出し状況等について理解を深め、多くの優秀な人材に本県に来ていただくための方策を検討する上での参考とするため、現地政府や日本の関係機関、送出機関等を訪問し、現状について視察調査を行う。

また、中華民国(台湾)の半導体の歴史や研究開発の現状等について理解を深め、シリコンアイランド九州の実現に向けた検討を進める上での参考とするため、TSMCを生み出した世界有数の公的研究機関を訪問し、視察調査を行う。

- (2) 派遣場所 インドネシア共和国、  
中華民国(台湾)
- (3) 派遣期間 令和8年3月30日(月)から  
4月3日(金)まで
- (4) 派遣議員 瀧上陽一、前川 収、  
吉永和世、坂田孝志、  
楠本千秋、松村秀逸、  
吉田孝平、池永幸生、  
城戸 淳、荒川知章、  
坂梨剛昭

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よ  
って、議席に配付のとおり議員を派遣することに  
決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今  
後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一  
任願いたいと思います。これに御異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よ  
って、そのように取り計らうことに決定いたしま  
した。

—————○—————

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程及び会期  
日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和7年11月熊本県議会定例会を  
閉会いたします。

午後2時5分閉会

—————○—————

○議長(高野洋介君) 閉会に当たりまして、一言  
御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会も、全日程を滞りなく終える  
ことができました。議員各位並びに木村知事をは  
じめ執行部の皆様方の御尽力に、緒方副議長共  
々、心より感謝申し上げます。

本年1年を振り返りますと、昨年12月に策定さ  
れたくまもと新時代共創基本方針を踏まえ、県政  
の新たな方向性が着実に具体化された1年です。

その間、米国の関税措置への対応をはじめ、国  
際経済の変動に直面しながらも、県民生活と産業  
の安定に向けて、多くの議論を重ねてまいりまし  
た。

また、球磨川流域の創造的復興が進展し、運休  
中のJR肥薩線八代一人吉間の復旧に関して、J

R九州との間で最終合意が得られるなど、地域再生に向けた大きな一歩が刻まれました。

一方で、水俣病問題については、依然として差別や偏見の解消、患者、被害者の方々の支援充実といった課題が残されており、県民の信頼に応えるため、議会としても真摯に向き合う必要性を改めて認識した1年でもありました。

熊本地震から9年、令和2年7月豪雨から5年が経過し、いまだ復旧、復興の途上にある中、8月には再び豪雨に見舞われ、県内各地で甚大な被害が発生いたしました。改めて、お亡くなりになられました方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

現在も、被災された方々の生活再建、事業者並びに生産者の方々の事業や営農再開、インフラ等の復旧、復興に向けて、総力を挙げての復旧作業が進められております。

これらの経験を踏まえ、頻発する災害への備えはもちろん、命と暮らしを守る防災・減災体制の充実が改めて重要であることや、線状降水帯による甚大な被害に対する新たな支援制度を早期に構築する必要性を認識し、国に対する緊急要望で、その必要性を訴えてまいりました。

このほか、将来を見据えた取組として、3月にくまもとサイエンスパーク推進ビジョンが策定され、半導体関連産業の集積と併せて、産学官連携拠点の早期具体化への期待が高まっております。

特に、J A S M第2工場の立地協定締結に代表される半導体産業における大型投資は、熊本の産業基盤をさらに強化し、地域経済の持続的発展を加速させていくものと思われまます。

また、熊本都市圏の交通渋滞への対応や空港アクセス、阿蘇くまもと空港の国際線ネットワークの強化など、生活基盤や交流基盤の整備について

も議論が深められました。

さらには、大型スポーツ施設整備に関する議論も進み、執行部から整備の方向性が示されたことで、国内外からの交流促進や地域のにぎわい創出に資する新たな拠点づくりへの期待がより高まっております。

来年は、これらの取組をさらに加速させ、その成果を県民の皆様に実感していただけるようにする大変重要な1年となります。

今後とも、議会と執行部が建設的な議論を重ねつつ、県民の負託に応えるため、共に力を尽くしてまいりましょう。

最後に、県民の皆様はもとより、議員各位並びに木村知事をはじめ執行部の皆様方には、御健勝で新春を迎えられ、来る年が幸多い1年となりますことを心より祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

1年間大変お疲れ様でございました。

午後2時10分